

懲戒処分等の公表

吉川松伏消防組合では、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を発令しましたので、職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき下記のとおり公表します。

記

1 被処分者

吉川消防署 主任 37歳

2 処分内容及び処分年月日

戒告 令和5年12月13日

3 事案概要

被処分者は、令和5年7月18日、公用タブレットパソコン及びノートパソコンを私的に使用し、職務に関連しないデータを庁内サーバー内に保存した。

4 監督責任

本事案を防止できなかったことは、結果として管理監督者としての責任を十分に果たしていなかったと認められることから、該当所属長を口頭注意とした。

5 消防長のコメント

市町民の皆様の信頼を損なうこととなり、心からお詫び申し上げます。今後につきましては、職員に対し法令遵守の徹底と綱紀粛正を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

令和5年12月18日提供

問い合わせ先

担当課：消防本部総務課

電話：048-982-3918